

建築審査課の窓口は予約制になりました

新型コロナウイルス感染予防対策として、窓口周辺の来庁者の滞留を抑制することを目的として、令和2年4月1日より窓口の予約制を導入いたしました。来庁者の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

予約制は以下のとおりとなります。

1 建築確認申請等に係るご相談について

原則として「完全予約」をお願いいたします。制度の概要は別紙の「完全予約」の手続きについてをご参照ください。なお、指定確認検査機関に確認を提出する物件についての相談は受けかねます。ただし、長期優良住宅、低炭素建築物の認定を受ける予定の物件のご相談はお受けします。

2 敷地の調査等の事前調査に係るご相談について

事前のお電話による予約又は当日来庁時に空いている時間を予約していただきます。相談時間は1件15分となります。

3 その他のご相談について

基本的には2と同様の取り扱いとなります。

4 各種申請、届出、修正、受取りについて

予約制とはしませんが、件数が多い場合は事前にご連絡をいただけますようお願いいたします。

※ 相談時間は午前中8時30分から12時00分までの15分単位、午後13時00分から17時00分までの15分単位です。

※ 当日の予約に関しましてはお待ちいただく場合がございます。

※ 15分で終わらない相談の場合は15分でいったん終了し、改めて予約を取っていただきます。または資料等をコピーさせていただき後日に電話で回答とさせていただきます。

【予約・問合せ先】

世田谷区都市整備政策部建築審査課

意匠担当 03-6432-7167

03-6432-7166

構造担当 03-6432-7169

設備担当 03-6432-7170